

9月定例会

第3回 境港市議会（定例会）会議録（第3号）

議事日程

平成14年9月13日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（18名）

1番	下西淳史君	2番	石長靖哉君
3番	永田辰巳君	5番	定岡敏行君
6番	松下克君	7番	安田優子君
8番	長谷正信君	9番	荒井秀行君
10番	渡辺明彦君	11番	水沢健一君
12番	竹内祐治君	13番	南條可代子君
14番	植田武人君	15番	黒目友則君
16番	岩間悦子君	17番	米村一三君
18番	岡空研二君	19番	森岡俊夫君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	黒見哲夫君	助役	竹本智海君
収入役	北山茂君	教育長	池淵一郎君
総務部長	中村勝治君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	狩野宏君
総務部次長	安倍和海君	市民生活部次長	景山憲君
産業環境部次長	足立一男君	・教育事次・	門永幸雄君
総務課長	門脇俊史君	財政課長	足立明彦君
地域振興課長	下坂鉄雄君	秘書課長	洋谷英之君
分権推進室長	木下泰之君	高齢者対策課長	佐々木史郎君

通商課長	山本修君	F A Z推進室長	宮本衡己君
環境防災課長	渡辺恵吾君	清掃センター所長	足立利昭君
都市整備課長	伊達憲太郎君	教育総務課長	宮辺博君
教育総務課主査	渡辺憲二君		

事務局出席職員職氏名

局長	武良幹夫君	議事係長	戸塚扶美子君
調査庶務係長	阿部英治君	調査庶務係主任	手島由美子君

開 議（10時00分）

議長（下西淳史君）これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君）日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、渡辺明彦議員、岡空研二議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（下西淳史君）日程第2、一般質問に入ります。

各個質問を行います。

最初に、南條可代子議員。

13番（南條可代子君）9月定例市議会開催に当たり、私見を交えながら質問をさせていただきます。

初めに、合併問題についてお伺いいたします。政府の財政諮問会議は、基本方針に速やかな市町村の再編や地方交付税の見直しを掲げていますが、国、地方の財政は今後とも厳しい状況であることから、合併に向けての動きが全国的に活発になっています。合併は確かに厳しい財政事情から出発いたしました。しかし、これまでの国と地方の行政運営のあり方こそ見直さなければならぬのではないのでしょうか。地方自治体のはしの持ち方まで国が関与してきた結果が、今日の多様なライフスタイルへの変化に対応できないものになってしまったのではないのか。日本全国金太郎あめのように同じような建物が並び、同じような制度があり、その陰には地方交付税や補助金という、いわゆるひもによって国の思うように手繰られている姿が浮かび上がってまいります。その手繰る手元に必要なお金がなくなってきたのが現実の姿です。しかしまた、地方自治体もそれに甘んじてきたことも事実です。ゆえに主体性ある自治体へと、生き残れる自治体へと変革しなければなりません。経費をできるだけ節減していこうとするその集大成が合併であります。その経費の節減の的になっているポストにいる私たち議員がみずからのリストラという試練を乗り

越えなければなりません。しかし、逆に住民の声が行政に届きにくくなるという可能性もあるわけです。決定の断を下す者に欠けてならないものは時代を読む力であり、今必要なのは市長の強力なリーダーシップであります。まず初めに、現時点での合併を必要とする根拠をお伺いいたします。さらに市長が目指す将来構想を市民の皆様が我が家の子供に語れるようお示しいただきたいのであります。

2点目に、今後も論議に財政問題は避けては通れません。地方自治法は年2回、財政状況を住民に公表することを義務づけていますが、専門技術化した現在の自治体財政の仕組みと実態を市民が財政の運用を論議でき、理解した上で、また是正を可能とした財政実態の公開はどの程度までなされ、どのくらいの市民が知っていると思われるのでしょうか。また、今後のあり方についてもお伺いさせていただきます。

3点目に、大事なことは市民の合併に対する合意形成ができていくかどうかであり、どの程度までに至ってそのときと判断されるのか。また、合併に反対の立場をとる市民の合意形成はどうされるのかお伺いいたします。

次に、支援費制度についてお伺いいたします。平成12年6月、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の成立で社会福祉事業や措置制度等の見直しが行われ、社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては措置制度から1つは障害者の自己決定、2つは事業者との対等な関係、3つはサービスの選択、契約などを仕組みとした支援費制度に平成15年度から移行することについては周知のとおりでございます。支援費には、居住生活支援費と施設訓練等支援費の2種類あり、実施主体は市町村となっています。支援費制度の基本的な仕組みは、サービスの希望者は市町村に相談支援を受け、支援費支給の申請をし、市が適切であると認めたらば支給決定を行い、利用者は指定事業者及び施設と契約をする。利用者は契約後サービスを受け、利用者本人及び扶養義務者は利用者負担額を支払い、市はサービス利用料から利用者負担額を控除した額を支援費として指定事業者を支払う流れになっています。なお、事業者の指定、指導監督は県の役割となっています。

対象となるサービスは、身体障害者では身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、知的障害者では知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮など、障害児童につきましては児童居宅介護等事業となっています。市の役割として、障害者がサービスの選択ができるための相談支援体制の整備や、相談、情報提供、申請の受け付け、サービス利用のあっせん、調整、サービス利用に関する事業者への要請などとなっており、支援費支給の審査決定につきましては市が行う、在宅サービスについては支援費の支給量と支給期間を決定することとなっていますが、基本的には1年間となっており、以後については改めての支給決定が必要となっています。施設サービスについては、障害程度区分が3段階になっており、支給期間については身体障害者施設、知的障害者施設、知的障害者グループホームとも3年間です。以後については支給決定が必要である。市は事業者からの支援費の請求に基づき、審査、支援費の支払いをするようになっています。この支援費

制度は障害者福祉の基本的な概念を変える改革であります。介護保険のときのような盛り上がりはありませんが、障害者の皆様や家族にとっては関心の高いものとなっております。10月より申請受け付けとなっております。

そこでお伺いいたします。まず、視覚、聴覚に障害を持っている方は介護保険の落とし穴となっている場合がありますが、支援費制度ではどうなるのでしょうか。また、情報障害の方への制度周知についてお伺いいたします。

2つ、自立支援については地域で安心して暮らせるための相談業務、専門機能の整備、学校、住宅、施設などの横断的な総合支援体系が必要になってまいります。この点につきましてはいかがでしょうか。

3つ、障害区分の判定については、特に知的障害者の区分につきまして公正な判断が可能なのでしょうか、お伺いいたします。

4つ、支援費は自治体の長が決定することになっていますが、自治体間格差が出た場合、調整をする必要があるのかどうなのか。また、調整するについてだれがされるのかお伺いいたします。

5つ、支給決定内容について不服申し立てや苦情はどこが対処されるのでしょうか。

6つ、心身障害者ふれあいセンターまつぼっくりは、開設以来多くの障害者の社会参加の拠点として利用され、現在ではさらなる増築が求められますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

7つ、障害者や高齢者が安心して暮らせるよう、今後、保健・医療・福祉のサービスの連携は欠かせません。そのためにも仮称福祉センターは必要であると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

8つ、親なき後の後見支援についてお伺いいたします。横浜市が障害者支援条例をつくり、平成11年開始の地域福祉権利擁護事業と、平成12年に施行された新しい成年後見制度、また社会福祉法改正を受けて、これらを連携させて横浜生活安心センターが法人として後見人になり、法的権限に基づいた生活支援を行おうとするものです。その他契約に基づいて定期訪問や金銭管理サービス、財産保全サービス、相談を行っています。本市におきましても痴呆性高齢者や障害者の生活に関する支援について条例化し、行政の責務、市民の責務を明らかにし、市が行う施策の基本的事項を定め、親なき後の不安を解消してはとありますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、引きこもりについてお伺いいたします。引きこもりが社会的に注目されるようになったのは、さきの新潟県で発覚した少女監禁、佐賀県でのバスジャックなどの一連の事件に引きこもりの若者が潜んでいたことが契機となり、今社会問題化して、厚生労働省が昨年実施した調査によりますと、社会的引きこもりは精神疾患以外で学校や仕事に6カ月以上行かず自宅に引きこもっている人と定義して、その中で全国の各施設に寄せられた相談件数は99年度の1年間で6,151件に上り、そのうちの6割は家族や親戚による相談です。本人の年齢は21歳から25歳が21%で最も多く、31歳以上が19%で全

体の6割近くを21歳以上の方が占めています。また、男性の方が2.7倍多くなっています。また、引きこもりが始まってから5年たつケースが23%、10年以上というのも7.7%で、問題行動として親への暴力が18%、自傷行為、自殺未遂が2%、また全体の41%に不登校の経験があったことも明らかになっています。学齢期の場合は児童相談所や教育委員会に相談できますが、18歳を超えた人たちについては病気ではないと積極的にかかわってこなかった経緯もあり、家族が社会から孤立する中で本人の引きこもりも長期化し、脱却が難しいのが実態のようです。そのことが対人恐怖、不眠、家庭内暴力、自殺未遂などの病理につながっていくことも事実であり、親が相談を持ちかけるケースは氷山の一角のようなもので、多くの親は何となく身内の恥のように思い、世間から隠そうとし、それが本人にも伝わって、結局相談相手を持たないまま家族ぐるみで世間と絶縁してしまうといった孤立感を家族全体で受けてしまっていることが指摘されております。

本市の引きこもりの実態についてどのように把握しておられるのか、また、この問題を行政としてどのようにとらえ、さらに今後の支援策についても市長の御所見をお伺いいたします。

次に、児童福祉についてお伺いいたします。初めに、児童虐待についてお伺いいたします。育児ストレスに悩む保護者が児童虐待へと走るケースが最近ふえております。児童虐待防止法が施行された平成12年11月からの1年間で186件の児童虐待事件が発覚し、被害に遭った18歳未満の子供は192人で、56人のとうとい命が奪われております。また、相談件数から見ると11年度は1万1,631件、12年度は1万7,725件となっております。鳥取県内においても相談件数は平成12年度40件、平成13年度61件、本年4月から6月までの3カ月間で19件と急増しております。この数字にあらわれない潜在化しているものも多くあることが予測され、憂慮にたえない状況であります。核家族化などにより近隣との人間関係の希薄化が進んでいることも背景にあるようです。

県では、本年より児童虐待防止関係機関連絡会を設け、ネットワーク化を図っています。鳥取市、米子市、日吉津村では児童虐待防止協議会を設けているとのことですが、本市においても積極的に取り組むべきではないでしょうか。また、虐待防止、地域サポーターの設置を御提案申し上げます。家庭児童委員、民生委員、保育士、教職員は常に子供と接しており、地域の中で虐待の早期発見をしていくための地域の協力員として貢献していただければいかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

2点目に、安心の子育て支援についてお伺いいたします。厚生労働省は、2003年度の概算要求の中で、少子化対策として地域社会を通じた子育て家庭の支援を拡充するため、主任児童委員を中心とした子育て支援委員会を小学校区ごとに設置するほか、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し提供する子育て支援総合コーディネーターを各市町村に配置するようです。全国的にはいろいろな子育て支援サービス事業が展開され、利用者への情報提供、ケースマネジメント、ネットワーク化が求められるようになっていますが、本市は子育て支援のきめ細かさがおくれているように思われ、事業実施

につきまして市長の御見解をお伺いいたします。

最初に、病後児保育についてお伺いいたします。働くお母さんにとって子供の病気ほど大変なことはありません。病気回復期にはあるが集団保育が困難な子供を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援していくサービスであります。安心の子育てのため鋭意努力をしていただきたいと思います。お伺いいたします。

次に、産褥期ヘルパー事業についてお伺いいたします。出産というのは女性にとって誇らしい特権でもありますが、心身ともに大変な負担がかかることでもあります。その上核家族化が進み、肉体的にも精神的にも孤立しがちです。このような家庭に対して援助する制度が産褥期ヘルパーの派遣事業であります。出産後間もなく体調が悪く、家事や育児が困難な家庭や、多胎、昼間に面倒を見てくれる家族がいない家庭に対して、訪問して身の回りの世話や育児を行うというものです。市長はいかがお考えでしょうか。

次に、一時保育事業についてお伺いいたします。これは保護者の傷病、災害、事故、介護や冠婚葬祭などにより緊急一時的に保育が必要な子供に対し、保育所で保育を行う事業でございます。子供が病気になったときには病後児保育、産褥期ヘルパー派遣事業、一時保育事業がそろえば、若い方たちの子育てもかなり安心してできるのではないかと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、読書活動の推進についてお伺いいたします。昨年の12月に子供読書活動の推進に関する法律が施行されました。基本理念には、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で読書は欠くことのできないものと位置づけ、そのための積極的な環境整備を推進しなければならないとしています。この11条から成る法律に基づき質問をまいります。

1つ、第4条には、地方公共団体の責務として子供の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。また、第9条には、市町村子供読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとあります。景気の動向や関係者の意向によって図書整備の額が左右されることのないような環境を確保しなければ、とかく財政調整の的にされがちであること、また、このような法律をつくってまでも読書を推進しなければならないほど子供の読書離れ及びそのことによる影響は厳しい状況にあることを私は懸念するものであります。本年よりブックスタート事業が開始されたことは一定の評価はいたしますが、何よりも自然に子供が本に近づくことのできる環境づくりが大切ではないでしょうか。この法律には国、県、市などの公共団体はもちろんのこと、保護者の義務までうたっております。私たち大人が育った環境と現在の子供たちが置かれている環境は全く違うことをまず知った上で、本来の子供たちが持っている獨創性、創造性などを限りなく伸ばすことのできる環境整備をするためにも、早急なる子供読書活動推進計画を策定する必要があるのではないのでしょうか。

2つ、同法第10条には、4月23日を子ども読書の日とし、子ども読書の日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとあります。法施行後、市としてどのよう

に取り組まれるのでしょうか。

3点目に、同法第11条には、財政上の措置として、読書活動推進のために必要な財政上の措置、その他の措置を講ずることとあります。国から交付される地方交付税には、学校図書館整備という名目で毎年100億円以上の計上がされてきました。本年度からは総合的な学習が始まったことから、毎年130億円を5年間、総額650億円を交付税措置され、5年間で4,000万冊の整備をしようとしています。しかし、この交付税使途につきましては各自治体に任されております。今後とも市民の多様なニーズに十分こたえられるような整備をお願いするものであります。

また、公民館などの公共施設の図書コーナーを充実し、いつでも本を手にとることのできる環境づくりをと思います。とかく財政状況に左右されがちなこの読書環境の整備でありますので、しっかりとした整備計画を立てる必要があるのではないかと思ひ、市長の御所見をお伺いいたします。以上でございます。

議長（下西淳史君）市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君）南條議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、合併の問題であります。合併を必要とする根拠、そして市長が目指す将来都市像についてお尋ねにされましたが、私がかねてから合併をするとすれば、合併ができるとするならば特例市となる20万都市構想が理想的だということを一貫して申し上げております。その理由は、境港市というのはこれまで海と港を生かしたまちづくりを進めてまいって今日の発展を見ておるわけですが、この重要港湾、特定第三種漁港、米子空港、こういった他の都市には見られない大きな基盤を持ち、また、特性を持つこのまちを将来発展させるためには、そしてまた、一方で市民福祉の向上を図っていくためにはそれ相当の基盤が必要であるということを考えております。したがって、そういったまちづくりを米子市長を通じて周辺の市町村にも呼びかけをしてほしいという申し入れをいたしましたのは、そういった思いからであります。

昨日来、合併の問題がいろいろ取り上げられました。やっぱり合併という問題はそれ自体が目的でなくて、私たちの住むまち、そしてこの周辺地域がこれから発展する、そしてまた、地域住民の福祉向上が図られるという大きな目標を持って取り組むことが私は大事なことであると思っております。財政の問題だけではありません。子や孫が将来にわたって安心して暮らせるこの地域づくりを目指すということは、まさに政治のありようが問われておる、そういった大きな大きな問題であると考えております。

次に、今回、合併説明会でも財政問題についてたくさんの御意見をいただきました。非常にわかりにくいという御意見もいただきました。そういった意味で、今後財政公表については、昨日も申し上げましたように、これまで市報に2回載せる、ああいう形の財政公表でなくて、できるだけ幅広く、そして市民の御理解がいただけるような資料づくりについて目下検討を進めておるところでありまして、今年度中にはその初めての試みとして公

表をいたしたいと考えております。

市民の合意形成ができていくかどうかという判断、これはなかなか難しい問題であります。先般行われましたアンケート調査というのは、これも一つの大きな判断材料であろうと私は考えております。その判断は、昨日も申し上げましたが、これからまだいろいろな取り組み、そしてまたいろいろな問題が起こっていくであろうと考えておりますが、そうした中で市議会の皆様方とも十分意見の交換をし、議論をしながら私の最終判断をいたしたいと考えております。

次に、支援費制度の問題でございます。法律が改正されまして、これまで福祉というのはどちらかといえば行政がこうしてあげるというような、いわゆる措置をする形の福祉でございましたが、これからは福祉サービスを受ける方々の選択によっていろんなサービスを行政が支援をしていくというスタイルに変わってまいります。

初めに、視覚、聴覚障害者についての問題であります。視覚、聴覚障害者についても他の身体障害者と同様に対象となります。これは支援費の対象になります。また、これらの方への制度周知につきましては、国において点字による制度案内パンフレットを、また、県においては障害者全般用として平仮名を振ったパンフレットを作成中であるほか、吹きかえカセットを作成する方向で検討をいたしております。

次に、自立支援についての総合支援体系についてであります。支援費制度導入後は、住民に身近な行政機関である市町村の相談援助、支援としての障害者ケアマネジメントが重要となります。障害者ケアマネジメント従事者研修については担当職員が受講しており、今後も各種研究を通して相談、援助能力の向上に努めていく考えであります。

また、進路とか就労の問題、あるいは施設入所、在宅における福祉サービスなどについて関係機関と連携し、自立支援を行っていきたいと考えております。

次に、知的障害者の障害区分の判定について公正な判断が可能かという御質問であります。障害者区分の判定については、公正な判断ができるように県下各市町村の担当者を対象とした判定の研修会が県主催により今後予定されております。市町村において判断が困難な場合には、知的障害者更生相談所に意見を求め、判定することとなっております。また、県や西部地区の担当者が集まり、支援費制度移行をスムーズに行っていくための勉強会を定期的を実施しております。

次に、支援費に自治体間格差が出た場合、調整する必要があるのかどうかというお尋ねであります。支援費について各自治体間で格差の生じることのないように近隣市町村と十分な協議をしていきたいと考えております。

次に、支給決定内容の不服申し立て、苦情はどこが対処するのかというお尋ねであります。市町村の支給決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、決定を行った市町村に対して支給決定をした日の翌日から60日以内に異議申し立て審査請求を行うことができます。サービス利用に関する苦情は、基本的に事業者または施設と利用者間で解決することが基本ですが、事業者、施設段階で解決できない苦情については、鳥取

県の社会福祉協議会に設けられております運営適正化委員会により解決を図ることとなります。なお、市においては住民に身近な行政機関として、また、障害者援護を実施する立場として苦情相談に応じることが求められております。

次に、心身障害者ふれあいセンターまつぼっくりの増築の見通しについてであります。ふれあいセンターまつぼっくりは現在17名の方に利用していただいております。指導員、ボランティアの方々も含めると、施設が手狭なことは否めません。増築について強い要望もいただいております。市といたしましても、まつぼっくりは単なる作業所ではなく、障害を持つ方と地域や学校などとの交流拠点として考えており、今後その重要性はますます高まっていくと考えております。したがって、現在の状況は改善する必要があると認識をいたしております。

次に、福祉センターについてでございますが、本年3月議会においても南條議員から老人福祉センターを境港市福祉センターにリニューアルすることについて御提言があり、その際お答えをしておりますが、現在の老人福祉センターを総合福祉センター的な多様な機能を持つものにするには考えておりません。ただ、老人福祉センターの一角は市の社会福祉協議会、シルバー人材センター、また心身障害者ふれあいセンターまつぼっくりが集積しており、福祉の拠点地域として定着していると思っております。また、来年4月には乳幼児保育事業再編により、市立はなぞの幼稚園の跡施設活用として児童発達相談センター陽なた、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターをまとめて境港市子供センターとして、仮称でありますけれども、これをリニューアルする考えを進めております。この一角が福祉センター的なものになることを期待いたしております。

次に、親なき後の後見支援についてでございますが、自己決定の尊重の理念と本人の保護の理念のもと、平成12年度から新しい成年後見制度がスタートいたしました。新しい成年後見制度では法定後見を3種類とし、任意後見の制度が創設されるなど、対象の範囲、内容ともに利用しやすい制度に改正されました。今後制度の周知、活用などについて地域の福祉の実情をよく把握している社会福祉協議会と協議を行い、支援のあり方をともに研究してまいりたいと考えております。今のところ条例化については考えておりません。

次に、引きこもりについてであります。引きこもりについては、本年4月に米子保健所に心と女性の相談室が設置され、対策が図られることとなったところであります。8月末までこの相談室や本市に3件の相談がありました。南條議員の御指摘のように、相談に上がらない件数もあり、把握は困難な状況であります。米子保健所や民生児童委員と連携を図り、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

引きこもりは社会問題であるが、プライバシーの保護との関係で対応が難しい問題ととらえております。支援策としまして、本市では精神科医による心の相談と、カウンセラーによるカウンセリングを毎月それぞれ開催しており、家族からの相談に対し専門家による指導や助言を行っておるところであります。また、心と女性の相談室では、新たに9月から毎月1回、家族の孤立化や不安の緩和を図るため、ひきこもり家族のつどいを開催され

ることとなっております。本市といたしましては、米子保健所と連携を図り、家族からの相談について相談室の紹介や家族のつどいへの参加を促すとともに、市報等によりPRに努めたいと存じております。

次に、児童福祉の問題であります。児童虐待防止のネットワーク化、それから児童虐待地域サポーターの設置についてお尋ねになりました。一括してお答えをいたしたいと思っております。

児童虐待の防止については、日常的に1歳半、3歳児の健康診断時等において、庁内の関係各課の連携により早期発見、適切な対応を行うよう努めておるところであります。また、家庭児童相談室で直接相談も受けているところでございますが、虐待が疑われるケースが発生した場合、早期に児童相談所などへの通報や相談を行い、対応について協議を行うとともに、関係機関とも連携をとりながら適切な対応が円滑に行われるように努めております。児童相談所や警察など、関係機関によるネットワークの設立、または御提案いただきました主任児童委員や保育士などによる虐待防止地域サポーターの設置なども含めて、今後検討を深めてまいりたいと思っております。

御参考までに申し上げますと、児童虐待に関する家庭児童相談室への通告件数でございますが、13年度には6件、このうち虐待であると確認された件数は1件でございます。平成14年度は2件通告がございまして、うち虐待であると確認されたものはございません。

次に、病後児保育の問題であります。病後児保育は、保育所に通所中の子供が病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ保護者が勤務の都合により家庭で育児を行うことが困難な場合に保育する事業でございますが、保育所で実施する場合、医師との迅速な連携が必要不可欠なものとなります。県内の他の3市では、それぞれ医療法人等、民間事業者が開設いたしております。実施に当たっても、本市でも小児科のある病院に併設されることが適切であることと考えておりました。引き続き検討をしていく必要があると考えております。

なお、平成12年1月から事業を実施しましたファミリーサポートセンターの利用実績のうち、平成12年度総利用件数128件のうち、この病後児保育の取り扱いが4件。それから、13年度は364件中36件。平成14年の8月末現在で355件数のうち11件が病気の児童を預かったものでございました。この事業も今後とも病後児保育の一つの形態として十分活用が可能である旨の広報に努める考えでございます。

次に、産褥期のヘルパー派遣事業の実施をという御提言でございますが、産褥期の家事や身の回りの世話で困っておられる方についてはシルバー人材センターを紹介し、利用していただいております。また、市の委託事業として、近くに家族や親類のいない方に対しては母子ともに市内の助産院に一定期間入所していただく産後ケア事業を実施しているところであり、母子健康手帳を発行する際にチラシを渡し、PRに努めております。

産褥期ヘルパーの派遣については、子育て支援事業の一環として必要なものと思ってお

りますので、今社会福祉協議会とも協議をいたしております。前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

一時保育事業についてでございますが、一時保育事業は、家庭で保育している方であっても家庭の都合により数時間または数日間お子様をお預かりする事業でございますが、この事業については以前より他の市町村の実施状況なども含め検討いたしておりますところでございますが、ファミリーサポートにより一時的に援助会員の御家庭でお子さまをお預かりすることができることになりました。今後このファミリーサポートセンター事業のさらなる充実と、現在進めております幼保合築事業にあわせて既存施設の有効活用を図る上で、保育施設及び保育士によるいつでも安心して預けられるような一時保育について検討を深めていきたいと思っております。

最後に、読書活動の推進についてでございますが、3点にわたり御質問をいただきました。一括してお答えをいたします。

子供たちの活字離れが問題視され、かつ読書の重要性が見直されている昨今、子どもの読書活動の推進に関する法律が平成13年12月に制定されました意義は大変大きいものがあると考えております。本市における推進計画につきましては、今年の8月に発表されました国の子ども読書活動推進基本計画の理念並びに、現在、地域の実情を踏まえて鳥取県の教育委員会が策定準備に入っております鳥取県子ども読書活動推進計画をもとにして、本市における子供の読書活動の推進状況を踏まえ、境港市子ども読書活動推進計画の策定準備を進めていきたいと考えております。

また、4月23日の読書の日の取り組みにつきましては、幼児や低学年児童を対象の読み聞かせや読書感想文の発表会など、いろいろな活動が考えられます。来年度の実施について検討してまいりたいと思っております。

最後に、読書環境の整備につきましては、学校においては各学校に地方交付税の算定基準を上回る予算を以前より配当いたしております。ちなみに申し上げますと、地方交付税の中には小・中学校合わせて390万円交付税にその経費が算入されておりますけれども、境港市はそれを大きく上回る600万円の予算を計上させていただいております。また、来年度から新たに市内全小・中学校に司書教諭を発令することとしております。これは、聞くところによりますと、単独の司書でなくて、教諭を司書という兼務辞令を考えているように聞いております。また、南條議員がおっしゃるとおり、本年度から乳幼児健診時に本をプレゼントするブックスタートも始めたところでございます。以上でございます。

議長（下西淳史君）追及質問がありましたらどうぞ。

13番。

13番（南條可代子君）それじゃあ、合併問題の方から質問させていただきたいと思っております。合併根拠につきましては、市長が言われる、本当に全くそのとおりだと思っております。昨日の質問の中でも、アンケート結果について素直に受けとめてまいりたいというふ

うにおっしゃいました。アンケートの中でどこの市町村と望ましいかという、その質問の中で、米子市のみが34.1%、それから特例市というのが27.3%ということだったですけれども、このことに対して、まず市長が特例市を目指さなければならないという思いをね、その根拠をまず市民の皆さんに示して、そして説明して、納得してもらおうという方向性のある会合、住民説明会的なものをさらに持つおつもりはあるのかなのか、この点につきましてお伺いさせていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、先日も市議会の意向を尊重するというふうにおっしゃいました。市議会とも意見交換して態度を決めていきたいというふうにおっしゃっておりますけれども、どのような場を考慮しておられるのかお伺いさせていただきたいと思います。

それから、支援制度についてでございますけれども、ふれあいセンター、本当に改善をしていただけたということで、本当にうれしく感じております。これいつごろからの予定なのか聞かせていただきたいと思います。やはりこの支援費制度が始まりますと、夏休み等の長期休暇になりますと、子供たちが通所施設をやはりデイサービスとして利用していくこの対象になっておりますので、これは早急な対応が必要ではないかと思っております。

2点目に、在宅の障害者の方が安心して暮らせるために、いわゆる子供センターの一連のお話をさせていただきました。本当にありがたく思っております。その中でいわゆるこの福祉センターというそのものを、この子供センターとどのように体系化していかれるおつもりなのか、もう少し詳しいお答えが聞けたらと思っております。

それから、引きこもりについてでございますけれども、いわゆる不登校の経験者が引きこもりになっているケースも随分あります。不登校児が卒業したらやれやれという肩の荷をおろすのではなくて、卒業後の相談体制が私は必要ではないかと思っておりますので、いわゆる卒業したその子供たちをどうやはり対応していくのかという、その節目の支援策、対応策をお聞かせいただきたいと思います。

それから、児童福祉について、いわゆる支援ですけれども、しっかりこれは検討していただきまして、早急に実現に向けて鋭意努力をしていただきたいと思います。これはお願いでございます。以上でございます。

議長（下西淳史君）市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君）お答えをいたします。

初めに合併の問題でございますが、特例市を目指すべき根拠を住民に、市民に説明する考えがあるのかどうかということでございますが、これまで2回にわたって説明会を持たせていただきました。その中で、どこの地区でもありませんけれども、特例市のメリット、そういったことについては御説明を申し上げたところでございます。それ以上のことを説明するということになりますと、やはりそういった合併しようとする関係市町村が議論をする、そういった場を持たなければ具体的なメリットというのは見えてこないだろうと思

いまして、私もそこまでは申し上げておりません。今、昨日来申し上げておりますように、拠点都市の構想というのは大変厳しい認識を持っておりますが、そういった状況の中でございますので、まだ市民に対して説明をするというところまでは考えておりません。

それから、市議会とよく相談して最終的な判断をいたしたいと申し上げましたが、それは私が20万都市構想を提言といいますが、呼びかけをしており、片方で単独生き残り策もかけており、そういう状況の中で、それがまだ流動的であります。ですからそういった議論の場が持てるのかどうかということを見定めた上で改めて私の考えを市議会にも申し上げたいと思いますし、必要において特別委員会でもまた状況の御報告を申し上げたいと考えております。いましばらくはいつまでにどうこうということは申し上げにくい、そういった段階でございますので、御理解をいただきたいと思います。

あとは部長から答えさせます。

議長（下西淳史君）早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君）市長にかわってお答えを申し上げます。

ふれあいセンターの改善でございますが、このまつぼっくりもサポーターの援助で大変順調に運営ができております。通所についても家族の支援体制も整っております。ただ、改築につきましては今現在サポーターの方や入所者の方等々のいろいろなお話もしております、まだ時期については明確にはしておりません。

それと、福祉センターの周辺でございますが、市長が申し上げましたように、はなぞの幼稚園の跡にそうした子供のセンターを今のところ計画しております。

老人福祉センターでは、市長が申し上げました社会福祉協議会やシルバー人材センター、その他入っておりますが、特に社会福祉協議会におかれましては7つの相談コーナーも設けておられます。大変狭い思いをしていただいているということは私どもも十分認識をしておるところでございます。ですが、当面はあの一角を福祉センターと位置づけて対応はさせていただきたいという、そういうふう考えております。

それから、引きこもりの件でございますが、大変これは対応が私どもも難しいというふうに思っております。ただ難しいと思っておってもいけませんので、これから関係機関との連携はさらにさらに深めて、そういった引きこもりがなくなるように努めたいと。特に子供もそうでございますが、高齢者の方の引きこもり対策等についてもあわせて対応をしていきたいというふうに思っております。

それと、児童福祉の面でございますが、これも保育所サービス等、やっぱり柔軟な対応が児童の福祉については求められると考えております。できるだけ児童福祉が充実するように頑張りたいと、そういうふうに思います。以上です。

議長（下西淳史君）追及がありましたらどうぞ。

13番（南條可代子君）それじゃあ一言だけ言わせてください。

議長（下西淳史君）13番。

13番（南條可代子君）先ほど児童福祉のことでございますけれども、ファミリーサポー

トセンターの利用ということ、一時保育のことでございますけれども、おっしゃられました。私が思うのは、やはりこの子供の子育て支援の、いわゆる国としての施策がしっかり今あるときに、例えてみれば、雇用対策臨時特例法、これは3年間の時限法でございますので、それを確保して、今そういう幼稚園の運営の弾力化ということも問われてますので、今言われたような空き部屋を利用してしようと思えば、私は可能ではなからうかと思っておりますので、また御検討をお願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

議長（下西淳史君）次に、永田辰巳議員。

3番（永田辰巳君）この9月議会に2点質問させていただきます。

全国各地でこの9月議会の議論の中心となっているのは、市町村合併でありましょう。当市にあっても合併問題は私で4人目。私なりの分析で、素直な気持ちで質問いたしますので、どうぞ市長も素直なお答えをいただきたいと、かように思うところでございます。

私は、3年前から本市議会において、これから合併問題が具体化してくる。市長の知り得た合併情報を開示してほしいと訴え続けてきたのであります。それにこたえて市長も、昨年は市報合併特集号が出され、世論を喚起なされたのであります。市民は確実に合併の是非かの判断を迫られていったのであります。ことしに入って4月と7月に各公民館で計14回の説明会がなされました。これを踏まえて、市民は賢明な選択としてアンケートに答えたのであります。

まず、その市町村合併のアンケートの結果について質問いたします。順序として字句の説明から入りたいと思います。絶対条件とは、ある物事の成立のもととなる事柄に他との比較対立を絶していること。合併問題に置きかえていいますと、総務省、県知事、市長が言われるとおり、合併が成立するためには市民の合意が絶対的であるということ。必要条件。ある物事の成立のためにはある条件が必要である。民主社会にあっては、合併が成立するためには市民の意思の過半数が必要である。十分条件。ある事柄の成立のためにはある条件があれば十分である。民主社会にあっては、合併が成立するためには市民の賛成意思が過半数であれば十分である。必要十分条件。PがQの必要条件と同時に十分条件である場合、PをQの必要十分条件という。合併が成立する場合、市民合意が必要条件で、市民合意の過半数は十分条件である。もう1点、ねじれ現象。1つの事象を見て2つの矛盾した判断がある場合をいう。紛らわしい2つの事象を見てその判断が異なるのは当たり前である。その判断が同一でないからといってねじれ現象とは言わない。

さて、この8月20日に締め切られました市民3,000人のアンケートの結果が9月5日号の市報によって全世帯に配布されたのでありますが、その内容は御承知のとおり、市町村合併をしたくない人44.3%、合併することに前向きの人32.7%、わからない人23.0%でありました。51%の人が回答され、そのうち77%の人が賢明に意思表示なされていて、関心の深さを感じたところでありました。わからないも23%ありましたが、私はこの数字は少ないと見ました。私もこの数字が新聞報道なされた以後、少な

らぬ人に電話で意見をお聞きしたのでありますが、合併した方がよい人の意見は、米子市に何十年通勤しているので違和感がないというサラリーマンの方、国の政策だからそれに乗った方が無難であるという元国家公務員の方、財政破綻とはどういうことかわからないけれど、市長が当市の財政が厳しくなると言うなら合併してもいいという意見が出ていました。一方、合併したくない人は、現在でインフラ、箱物は十分である。新市の中心は米子市になり、境港市は周辺部として取り残される。大篠津がいい例だ。市の財政が大変というけれど、一般市民には関係がない。行政が市民の目線で仕事をするならば、市民も痛みを耐える。公民館で話を聞いたが、もっと大幅な行財政改革はやるべきだ。民間はぎりぎりまでやっている。財政改革をもっとすれば存続できる自信ができた。米子市はまちが汚い、財政内容もひどいらしい。どっちみちえらいならこんな難しいことをしなくてもいいじゃないか。このように合併反対の意見が多かったように見ました。また、わからないと答えた人は、先が短い年寄りに聞いても返事のしようがない。何のために合併するのかわからないので不明。どういう説明を受けても判断のしようがない、多い方が正しいと思う。市民にとってどっちが得になるかわからないのでわからない。このわからないについて、理解していても判断ができないのだから、これ以上聞きようもありませんでした。このわからない23%を比例配分した場合、3,000人のアンケートは反対57.6%、賛成42.4%となります。以上のアンケートを踏まえて、市長は市民の合意形成を第一義に考えると常日ごろ言っておられるのですが、その合併するための絶対条件を市民は否定したのであります。そして、その合併することの必要条件にも57%をもってノーと言ったのであります。一方、合併したくない人にはその十分条件57%をもってイエスと言ったのであります。市長はこのアンケートの結果は尊重すると言っておられましたが、このアンケートは絶対条件、必要条件、十分条件とも合併を推進していく材料はどこにも見当たりません。市長の所見をお聞かせください。

この9月5日号の市報に、合併が必要あり、必要なしと並列して、協議会の設置は必要64.3%と取り上げています。本議会初日の市長の概要報告の中でも、協議会の前提条件を書かないで64.3%だけを説明されています。これはいかにも市民は合併には反対したけれど、一方では協議会設置に賛成しているとのねじれ現象を強調したとも受け取れます。ところが、これはねじれ現象でも何でもありません。アンケートの結果を詳しく分析してみますと、合併を正しく理解して合併協議会立ち上げに賛成している人は半数割れの45.2%であります。もともと合併協の設置と合併の賛否とは異質なもので、比べることのできないものであるからであります。市民アンケートの設問では、合併協議会とは合併の賛否を含めて協議するところと明記してあります。これは合併に反対の人でも合併協を設置してみたいかという設問であります。その証拠に合併に反対あるいはわからない人が539人、54.8%あります。この人が合併協だけでも設置してみようかと思い、丸をなさったものと思われまます。すなわち合併協設置に賛成した人でも54.8%が合併には賛成していないのであります。ちなみに合併協議会に賛成した人で合併に

も賛成している人は45.2%であります。もともとアンケートの設問の中で、合併協の設置については意味がないものであったと思います。このような正確でないものを9月5日号の市報で報告すべきではなかったと思います。市民に対して不親切で混乱を招くばかりであります。私は、合併というような大きな問題は市民の気持ちを最優先して悔いを残さない決断をしたいものと思っております。市長のお考えをお知らせください。

市長は、概要報告の中でも合併協64%を強調されているのでありますが、何か特別な思い、理由がございましたらお知らせください。

もう1点、市報でも紹介されていましたが、当市の東の突端、新しくできた潮見町に境港管理組合が建設計画中の昭和北緑地について、市長に要望とあわせて見解を求めています。

市民から管理組合に対する要望も8月30日をもって締め切られました。その場所は、北に島根半島、東に関の五本松、南に美保湾、大山を眺望できる、平たん地の当市にあっては異色の絶景であります。内港、外港を分岐する昔ながらの灯台は今も雄姿そのもの。船舶、航行の道しるべの現役であります。昭和北緑地の活用についてであります。私もその現場に行ってみていろいろと設計図を頭に描いてみるのでありますが、このオゾンいっぱいの丘は老若男女いろいろな楽しみ方があり、夢は膨らむばかりであります。聞きますれば、市のグラウンドゴルフ協会からも要望書が出ています。グラウンドゴルフの各種大会は年間通じて開催することができます。そして、年間の推計参加人員は3,000人にも及びます。また、幼稚園、小学校、中学校の課外授業にも最適と思われる。シーズンには釣り客も訪れることであらうでしょう。活用次第では年間1万人以上の市民の憩いの場にもなり得ます。その広場は緑地ですので、当然芝生は植えられるものと思われる。この芝生とか樹木の手入れを怠ると荒廃地に変化するのには目に見えています。そのほかトイレの清掃等、維持管理についてはこの場所ですので小ざれいに装いたいものであります。当市の海の玄関口のこの広場の管理に当たっては、当市が管理組合に要望したり積極的なかわりを持つべきと思考するところであり、市長のお考えをお聞かせください。

2つ目。この場所は、当市の陸続きの東端、出入りの船にここは境港市なのだ、境港なんだと安心感、得した感と、いい印象を残すべきと考えるところです。境港に寄港されたお客さんにリピートさせる知恵が欲しいものであります。当市のシンボリックな建造物、あるいは当市でしかできない知的サービス等が必要と思われる。市長のお考えはいかがであらうでしょう。ありがとうございました。

議長（下西淳史君）市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君）永田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、合併の問題であります。永田議員は、独自の分析方法で細かく分析をしていただきました。私はね、昨日来申し上げておりますように、そのアンケートの結果というのはいよいよ素直に受けとめるべきであらうと思っております。お考えのある方はそれぞれアンケー

トの結果をいろんな形で読み取られる。それはいたし方ないことですが、それが住民の意向としてアンケートだけを最優先して合併の是非を判断することが果たしていいことなのかどうか。直接政治にかかわる者にとってはもっともっと大事なことがあるのではないかという私の思いがあります。つまり私たちの住むまちがこれからどう発展していくのか、それから、市民福祉をこれからどう向上させていくのか、もっと将来展望を踏まえて合併の問題は議論すべきであると私は考えております。率直に申し上げまして、これまでのところそういった視点で議論がなされた経過はないと思っております。これからであると思えます。もちろん限られた時間ではありますが、これから市議会の皆様方とともに考えて、誤りなき判断をいたさねばならないと考えておるところであります。

次に、潮見町の緑地の問題でございますが、御案内のとおり、重要港湾境港は鳥取、島根共同の管理港でございます。事業ももちろん管理組合が主体になってやっておりますが、市には関係ないとは言われたいわけですが。境港市に存在する、また、境港市の大きな財産ともなっているこの港がこれからどううまく活用されていくのかということは、深い関心事を持たなければいけないと思っております。私はそういう意味で、境港管理組合の議会もありますけれども、そういったところには欠かさず出席をいたしまして意見も申し上げておるところでございますが、管理組合の局長以下にも、港湾計画の変更も含め、これから予算がついて事業をどう進めていくかということについては市とよく連携をとりながら進めてほしいということをお願いを申し上げ、今御質問になった昭和北緑地公園につきましても市が深くかかわってまいったと思えます。これから工事を発注しようとするときには私も現地に参りましたし、現地でいろいろ管理組合の職員には私なりの考えを申し上げてまいったところでもあります。

そうした結果ででき上がったわけですが、基本的な考えは、片山知事は、あそこの地域は境港の玄関口であると同時に、鳥取県の、そして山陰の玄関口になるところだと。にぎわいのある場所にしてほしいという知事の思いがありました。いろいろ市民からも意見を聞く、そういった機会を設けてまいりましたが、あそこの地域を活用する、どう生かしていくかということについてはさまざまな制限が出てまいりました。例えば照明をつける場合でも、灯台がすぐ近くにありますが。灯台の機能に支障があるようなことはできませんし、また、シンボルタワーのような高い構造物は、これも船の航行の妨げになるという関係者の意見も出てまいりまして、そういうことは不可能になったわけでありまして。今とりあえず土砂が積んであるあれをならして芝を張って、のり面には例えばクローバーでも張って、緑の丘のような考えに今まとまっているわけで、それで、何もないというわけにはなりませんので、入り口には公衆トイレをつくる計画にしております。それから、あずまやも2カ所つくるようにいたしております。ゲートボール協会などからも新聞あるいは市報を見て意見を管理組合に述べておられます。そういったような中で今の構想ができ上がりまして、今工事にかかっているところですが、16年度には完成予定になっておる。それで、完成後の維持管理につきましては、市民に愛着を持っていただくよう

に、公園利用者やボランティア団体などに委託することも今検討を重ねておられるところ
であります。以上でございます。

議長（下西淳史君）追及質問がありましたらどうぞ。

3番。

3番（永田辰巳君）先ほどの合併の問題についてでございますけど、市民は議論が足りないというふうにおっしゃるわけですが、私は3年前から言い続けてきて、議論は十分であったとさっき質問の中で述べております。合併に対しては、市民は熟知しております。そして、熟考の上アンケートに答えたものと思っております。その議論不足と市長おっしゃるならば、その議論の場を、先ほどの質問にありましたけど、どういうふうに持つのか具体的に提示してほしい。

もう1点は、この議会が終了後次第、鳥取県西部の14市町村長が一堂に会されるということ、意見交換会をなされるということ。この場には市長はどういう思いを持って臨まれるかということを知りたいと思います。以上です。

議長（下西淳史君）市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君）重ねての御質問でございますが、合併議論というのは率直に申し上げて、先ほど私が申し上げましたような将来展望を持った、そういった視点での議論はなされていないと私は認識をいたしております。アンケート中心の議論、あるいは私どもがつくりました単独生き残り策についての議論、これはもちろんありましたけれども、先ほど申し上げました視点での議論というのはまだ十分でないと考えております。

14市町村の首長の集まり、これは先般合併問題については初めてやったんです。初めてやりましたが、新聞報道にも出ておりますように、まだその段階ではどこの町長、村長も自分の考えを述べる時期でないという判断から、まあ言うなれば現状報告だけで終わっておるわけございまして、9月の各市町村の議会も控えておりました関係上、議会が終わったらもう一遍集まるうという約束はできておるわけです。この会議にどういう考えで出たかという、私は先ほど来申し上げておりますように、境港市は合併するとすれば米子市だけでなくいわゆる特例市、20万人という規模が合併のメリットとしても非常に大きいものがあると考えておるので、皆さんもひとつお考えをいただけないかという発言をいたしました。今度また集まるときもそれを言おうと思っております。そういった私は私なりのできることをまずやって、そこで新しい情報が得られれば、それはもちろん市民にも市議会にも情報として公開をいたしたいと考えております。そういったことから最終的な合併の論議が高まっていくなれば、それは私の提言はそれなりに意味を持つものであるというふうに考えておるところであります。

議長（下西淳史君）追及ありますか、いいですか。

休 憩

議長（下西淳史君）ここで休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

（ 1 1 時 1 8 分 ）

再 開（ 1 3 時 0 0 分 ）

議長（下西淳史君）再開いたします。

午前中に引き続き各個質問を行います。

長谷正信議員。

8 番（長谷正信君）私は、9 月定例市議会に当たり、市政一般について黒見市長の所信をお伺いいたします。

まず最初に、市町村合併についてであります。市町村合併は、期限内に行うべきであります。日本の現状、当市の経済状況からこの先 10 年後、状況がよくなるとは思えないのであります。市は、会社のように自分で営業して金を稼ぎ、その利益で市民サービスするものではなく、収入は税金であります。その税金の収入が少なくなれば、人件費か市民サービスを低くするしか方法はないのであります。職員の給与を半分にもできないし、人員の削減も新規採用をやめ、自然退職を待つしかないのであります。では、市民サービスの質を落とせるかといえ、これも困難であります。合併をせずにどんなに行財政改革をしても、現状の市民サービスを確保することは不可能であります。行政は市民サービスしてこそ存在意義があるのであり、市役所は施設であります。日本経済が右肩上がり、魚がどんどんとれ、人口もふえ、高齢者の医療費も抑制でき、人々の往来も盛んになれば単独でも生き残れると思いますが、現状のままでは市民サービスも保障できないのであります。理想は西部一円ですが、少なくとも特例市は目指したいものです。それに向かって米子市長ともども精力的に頑張るべきであります。万が一それもだめな場合は、米子市だけでも合併せざるを得ないと思います。境港や米子空港があるからといっても、この整備には今後数百億円の経費が必要で、国も県も今までのように予算をつけられず、最終的には地元が負担するようになります。米子と合併すれば、スケールメリットを生かして予算の 1 割の 100 億円も投資も可能でありましょう。今後は特例措置とスケールメリットを生かしたまちづくりをする以外に道はないのであります。

また、当市は港湾と空港を持っているため、中部のように我がまちのことだけを考えることもできませんし、県境に位置していることもあり、隣の松江市や安来市がそれぞれ合併してスケールメリットを生かしたまちづくりをします。国や全国の経済から見て、当市には目もくれず、支所や事務所はすべて隣の松江市に移動し、人口も働く場所も少なくなり、市財政はますます悪化するだけであります。将来に責任を持つ者として最悪のシナリオである米子市との合併もやむを得ない選択であります。

合併後のまちづくりは、現在の米子市役所周辺ではなく、港湾と空港を持つ当市に中心が移り、新市発展の礎は当市地域の整備充実が根本であります。法定協議会で協議し、将来の発展の姿が描けなければ、その時点で再度決断すればよいと思います。現状は特例市

を目指して頑張るのみであります。その先には人口50万の中核都市、中海市の実現があります。そのときは当市地域が中心地となり、西日本の貿易拠点都市として、北東アジアの玄関口として栄えていると思います。将来への責任を果たしつつ、耐えがたきを耐え、将来に夢を託し、合併を推進すべきであると思っております。最終的には市議会で議員一人一人が決断することであり、その責任は重いのであります。合併するしないにかかわらず、議員歳費3割を供託し、10年後で検証して、その決断の成否で供託金を返還するか、没収して市に寄附させるかしてその責任をとらせる条例を制定すべきであります。議員も市長もやめればそれでよいというものではありません。合併問題とは別に児童数の激減と校舎の老朽化から中学校の再編をスタートして、将来、水産高校跡地へ年次的に3校を統合すべきではと思います。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、米子空港についてであります。航空業界は、米国の同時テロの後、リストラや倒産で再編成が行われております。日本でも日本航空と日本エアシステムが合併する一方で、新しい航空会社が誕生しております。大手は不採算部門を切り捨て、切り捨てられた地方は新会社を設立している状況であります。地元として航空会社に東京便の増便を陳情しておりますが、航空会社はもっともかかる路線へ増便しておりますので、山陰には回せないのであります。西部の経済界と市町村で航空会社を設立して、東京便を2便、羽田枠がとれなかった場合は1便でも就航させ、また、アジアナ航空と国際合併会社を設立して、将来的にはソウルや大連、北朝との国交樹立後はピョンヤンへも定期便を就航させることも可能であります。人件費を抑制するため、地上員は女性を除き退職者、パイロットはロシア人、搭乗員は中国人を雇用し、航空機はユナイテッド航空などの整理会社から安く購入し、東京への片道運賃を1万6,000円にしても採算がとれると思います。小さい会社はもかかる路線だけを小規模に運航することが生き残る秘訣であります。当市は空路で世界に結ばれていることが発展のかなめであります。航空会社の新設は、地域経済の起爆剤にもなると確信しております。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、里親制度の充実についてであります。近年、親による子供のいじめや虐待、放置、精神不安定や死亡する事件が多く、子供にとっても社会にとっても不幸な問題であります。原因は、若年夫婦のためとか、母親の自覚の欠如とか貧しさのためとか言われております。少子化の時代であるからこそ、こんなことで子供たちの命を奪うことはテロ以上の惨事であり、悲しむべきことでもあります。山上憶良のように、子にまさる宝なしの環境に戻すことが少子化に歯どめをかける施策であると思います。このような子供を施設で養育するほかに、子供が欲しい家庭や生活に余裕ある家庭で高校か大学卒業までお世話する里親制度を創設して、少子化対策の柱にすべきであると考えます。また、若年夫婦の心のケアや育児教育、生活支援を積極的に行えば、人口増にもなり、まちが元気になります。特に60歳を超えた我々は、次代の子供を世話することで死期まで元気に生きれるものと確信しております。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、時間銀行の創設であります。日本にはお金を預ける銀行や労務を預ける銀行はありますが、時間を預ける銀行はありません。当市で始めてはどうかと考えます。お金がなくとも時間のある人は時間銀行に行き、仕事をして時間を登録します。お金があつて時間のない人はお金を支払います。お金の欲しい人はお金を、時間をためたい人は時間を登録します。シルバー人材センターと違うのは、時間が加わることであります。この制度の利点は、お金のある人もない人も利用できる場所にあります。イタリアではどんなまちにもあると伺います。特に不況の今は時間のある人は多く、ただ無為に過ごさせるのではなく、将来に備え時間をためさしておくことが大事なことであります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、地域での給食サービスの実施についてであります。現在は、食品に対する信頼は大きく揺らいでおります。地産地消もその考えであります。地産であっても安心できません。無消毒の農産物でなければ意味がないのであります。そのためには無消毒の農産物を農家につくっていただかなければなりません。補助するか高く買うかのいずれかであり、買うことを保障しなければだれもつくりません。小規模であれば、つまり地域の独居老人だけ用であればつくるのが可能であります。このような食材を使用した地域給食サービスを実施すれば、地域の人がつくった食材で地域の人が料理して、地域の独居老人が安全な食事ができるのであります。これこそが本来の地産地消であります。私の地区では、6回はボランティアでできますが、毎日となると、1人1,000円としても4人で月9万6,000円かかります。500円のお弁当は材料費と電気代等の経費と運搬費で消えてしまいます。経費のことを考えると大規模でやる方が効率的ではありますが、雇用や安全、安心の面からいえば地域給食サービスが断然よく、業者弁当と併用してでも地域給食サービスを実施すべきであろうと思います。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、医療用温水プールの設置についてであります。現在は市民温水プールを便宜的に一部を医療用に開放し、足腰のリハビリに活用しております。しかしながら、市民温水プールはスポーツ施設であり、医療用温水プールではありません。高齢者医療が高くなっている原因は、高齢者が歩けなくなって寝たきりになるからであります。高齢者の足腰のリハビリを専門的に行えば一日でも長く自分の足で歩けるので寝たきり防止になり、高齢者医療費の増加を食いとめることが可能であります。そんなことで、他市町村では医療用温水プールの設置が進められております。高齢者医療費の増加を抑制する方法は、筋力トレーニングと医療用温水プールでのリハビリしかないと言っても過言ではありません。医療用温水プールの建設が急務であります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、企業誘致についてであります。基幹産業であった水産業の低迷で、当市の経済界は火の消えた状況にあります。新しい形の企業、バイオテクノロジー関連企業、化学医療品の研究機関、環境リサイクル研究機関、輸出入関連企業等の誘致が、特に全国的な規模の企業の誘致が重要であります。それには土地、建物つきでレンタル制にする必要があります。今日の状況では、土地、建物まで投資して進出する企業は極めて少ないと思います。

不動産部分は当市が用意することで誘致すべきであります。市内の遊休不動産を市が中に入れて世話するようになれば実現可能であると思います。法人税より雇用の場の確保であり、人口の流出の防止が最も重要であります。市長の責任の大部分は人口の減少であり、就任時より5%減少させたら責任をとるべきだと考えております。そのまま放置すれば10%になるからであります。人口の増加は、働く場がなければ望めないであります。人口の増加は、国の補助金を初めすべての物差しになっており、リーダーの一番の関心事でなければなりません。企業誘致を目玉に選任された助役の職務はいかなる理由があっても完遂されなければ、議会で同意した私にも責任があります。一日でも早く企業誘致の実を上げられるよう切望するものであります。黒見市長の企業誘致に対する取り組みをお伺いいたします。

次に、自然エネルギーの活用についてであります。地球温暖化防止のため自然エネルギーの研究が進められ、太陽光発電や風力発電が実用化され、地熱、波動発電の実用化も近いと伺います。当市の13年度電気使用料は1億2,300万円で、年々増加しております。太陽光発電は100キロワットで建設費は1億円で、国、県の補助が6,000万であります。市の持ち出しは4,000万であります。10月から太陽光発電の発熱素材価格が半分以下になるといいますから、総額5,000万になれば1,500万円の投資で済みます。一般家庭でも200万円で設置できれば20年でもとがとれ、それ以降は無料になります。発熱素材は半永久的に故障しないもので、維持費がかからないと聞いております。これに風力発電を追加すれば、どんな日でも発電できると言われております。原子力発電所への不信感もあり、庁舎、学校、公民館等の公共施設に設置し、さらに電気自動車も加えて、環境先進市として全国から視察、観光客の誘致ができるものと思います。黒見市長の所信をお伺いいたします。

最後に、子供の体験学習についてであります。昔の子供は、家庭で親の手伝いをしながら自然に生きる力を体得しておりましたが、今はごく一部の個人商店ぐらいのものであります。学校の総合学習の体験では不足であり、地域社会で担当せざるを得ないのではないかと思います。私は、子供たちのために各省庁の補助事業30ほど土曜日に実施しており、先月末は阿毘縁の市民の森で枝打ち作業を、阿毘縁川では川遊びを体験させ、帰りには木造の日南町の庁舎も見学させました。山の働き、自然の大切さ、川の役割、水の大切さ、山と海のかかわり、地球の温暖化防止や二酸化炭素の勉強を一緒にしたところであります。昭和58年から63年までは各小学校も研修に訪れておりましたが、14年間担当者以外の訪問がないと伺います。漁業不振の原因は、山に対する畏敬の念や感謝の気持ちの不足であると思っております。商工会議所が中心になって日野川源流を守る会ができておりますし、漁業関係者も山に関心を示し始めた今日、水産会社にはバスを、守る会にはガソリン代を、市はドライバーを出して小・中学生を市民の森へ運び、下刈りや枝打ちや間伐作業を体験させるべきであります。私は、40分間で12本枝打ちをしたので、大人1,000人、バス20台で半日働けば10万本の枝打ちは可能であります。こんな不況のと

きこそ明るい元気な汗を市民全員でかくべきであり、子供と大人が一緒に目的で汗を流すことこそ生きた教育の実践であると確信しております。それに、現地に10人ぐらい泊まれる教育小屋を大工さんのボランティアなどで間伐材を利用して建てて、親子の自然の触れ合い塾などを計画、実践したらとも思います。黒見市長の所信をお伺いして、私の質問を終わります。

議長（下西淳史君）市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君）長谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市町村合併の問題であります。長谷議員がおっしゃるように、単独で存続するための資料をつくりました内容については、大変厳しい行財政改革を行っても諸般の情勢を考えますと将来展望が開けるという内容にはなっておりません。境港市は港湾、漁港、空港といった全国でも例を見ないこういった基盤を持つまちであります。環日本海時代の交流拠点としての役割を担うこの境港市が、新規事業がほとんどと言っていいほど取り組めない、そういった展望の中で、言うなればじっと耐えるだけのそういった計画を持ってこれからまちの運営を考えていくということは、大変寂しい思いがいたします。これからの地域間競争を考えれば合併についても真剣に考える必要があるということから、市議会にも、梓組みの問題はありますけれども、合併協議会の立ち上げについて御理解をいただきたいと御提案申し上げたところでございます。限られた時間ではあります。時間が無いわけではございません。市議会におかれましても財政の問題はもとよりでありますけれども、境港市の将来展望を踏まえて十分御議論をいただきたいと願うものであります。

次に、航空会社の設立についてでございますが、現在、航空業界はJAL、JASの経営統合など経営の合理化が進む中、大手航空会社の間で熾烈な生存競争が展開されており、米子 - 東京便についても提供座席数の減少など、その影響があらわれてきております。このような状況の中で、先般新聞でも報道されておりましたが、片山知事は全日空のほか大手の航空会社を歴訪されまして、米子空港に進出をしていただきたいという要望活動を展開されておられます。そういう状況の中ではありますけれども、当面私どもといたしましては各路線の利用率向上が現下の最も重要な課題であると考えておまして、米子空港利用促進懇話会を通じて運行ダイヤの改善、ナイトステイの実施、そして増便の要望等に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、里親制度の充実についてでございますが、御案内のとおり、里親とは現に保護者がいない、または保護者に監護させることが不適当な18歳未満の児童を一時的または継続的に自己の家庭内に預かり、養育することを希望される方で、県知事の認定を受けた方です。平成14年9月1日現在、鳥取県内に51組の里親が登録されておられます。里親になることを希望される方は児童相談所に申し込むこととなりますので、そういった事例がございましたならば児童相談所へ連絡するなど対応をいたしたいと考えております。

次に、時間銀行の創設であります。時間銀行は、お互いの能力や技術、知識を生かした

相互扶助を基本に、地域で支え合うネットワークをつくり上げていこうとするものであり、6月議会でも黒目議員から御質問をいただいたエコマネーと同様に、いわゆる地域通貨の一種であると理解をいたしております。その際にも申し述べましたとおり、相互扶助を基本にしたこのような活動は住民みずから発議し、できる範囲で実施していくことが重要であるという思いに変わりはなく、今のところ行政主導で取り組むという考えは持っておりません。しかしながら、市民グループなどから協力要請をいただいた場合には、行政として支援すべきことがあれば対応できるよう、知識を深めてまいりたいと存じます。

次に、地域給食サービスの導入についてであります。長谷議員は、地産地消の観点からの御質問をされておられます。ひとり暮らし高齢者に対する給食サービスは、各地区の社会福祉協議会が実施主体となって展開され、すっかり今では地域に定着しているものと考えております。地域間では多少のばらつきはありますが、地域の皆様の積極的な取り組みに深く感謝を申し上げる次第であります。

御提言のありました地産地消の取り組みや実施体制など、この活動をどういう形で展開していくのかは、基本的に実施主体である地域の皆様方の考え方次第にあると認識しております。この給食サービスを毎日実施して生活支援型にしていくことについては、現在のようないらっしゃるボランティアによる活動では限界があるとの考えから、市では、食事に困っていらっしゃる高齢者に対しては地域の給食サービスとは別に、事業者によって毎日配食を可能にする配食サービス事業を実施しているところであります。

次に、医療用温水プールの設置でございますが、長谷議員がおっしゃるように、水の中での機能訓練は機能の回復強化に効果があり、そのため、本市の温水プールをリハビリ用歩行訓練や健康維持のために多くの方に御利用をいただいております。さきの3月定例市議会におきまして、南條議員から済生会病院の水中療法について御質問がなされ、将来の改築に向けて検討されるよう要望いたしておるところであります。昨日の蒼生会の代表質問でもお答えいたしました、筋力トレーニングが高齢者の足腰のリハビリ、寝たきり予防に効果があると伺い、さかい幸朋苑において理学療法士の指導によりストレッチングや筋力トレーニング等の運動指導を通して、虚弱高齢者が介護状態にならないように支援する介護予防機能訓練事業を本年11月から実施することになっております。医療用温水プールの新設は現段階では大変難しいと考えておきまして、引き続き本市の温水プールの御利用と、新たに始まる機能訓練事業に御参加をいただき、健康増進に努めていただきたいと思います。

次に、企業誘致の問題でございます。昨今の厳しい経済情勢の中、企業誘致はなかなか困難な状況にありますが、こうした閉塞感漂う状況であればこそ、長谷議員のおっしゃるような大胆な発想も必要であろうかと存じます。企業誘致は重要な課題であり、こうしたさまざまな御提言も参考にしながら、当面は境港F A Z計画や、境港市の立地条件を生かし、企業立地促進補助金等の優遇措置の活用促進に取り組み、また、鳥取県産業技術センター応用技術部の研究開発の成果が新規産業の創出につながることに期待をいたし、鳥

取県とも協力して企業誘致に取り組んでおるところであります。

次に、自然エネルギーの問題でございますが、環境先進市を目指して取り組むべきでないかという御提案でございます。御提案のように、地球温暖化防止のため行政が率先して新エネルギーを導入し、民間への普及を図ることは大切なことであると考えております。また、太陽光発電設備の改良も研究が進められており、財政基盤の弱い自治体でも導入に取り組めるようになってくるものと考えております。当市はこのような観点も考慮して、今年3月に境港市環境基本計画を策定したところであり、11月には家庭の廃食用油を再生してごみ収集車の燃料として活用するプラントも新しい清掃センターに完成いたします。また、来年度には低公害車のハイブリッドカーの導入も考えておるところであります。御提案のありました太陽光発電につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

最後に、子供の体験学習の問題であります。誠道町の皆さんが阿毘縁の市民の山で体験学習をされておられることは新聞報道でも広く紹介されたところでもあります。長谷議員がおっしゃるとおり、私も子供たちの成長には学校だけの体験学習では不足していると思います。長谷議員は、地域の子供たちを市民の山で実際に体験活動させるという取り組みを紹介されましたが、まさにこれこそ学校週5日制の趣旨であります地域の教育力を生かした事例ではないかと深く敬意を表しておるところでございます。御提言のありました市民の山での体験学習につきましても、長谷議員の取り組まれた実践のように、地域の取り組みとして市内各地域に広がっていくことを期待するものであります。

なお、教育小屋につきましては、そのような活動の輪が全市的な広がりを見せた時点での検討課題にいたしたいと考えております。御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議長（下西淳史君）追及質問がありましたらどうぞ。

8番。

8番（長谷正信君）子供の件について私は、本当はこれは水源涵養林で、産業環境部の範疇であります。もともとの阿毘縁を買った原因は、山の家をつくらうということでしょう。ちゅう私が提言して、もうその話はやめてくれと安田市長は言ったわけです。それで、中に入った下西文雄議長が、まあ何とこれだけ言うんだからつくらうやというような話をしてくれまして、それで、なるべくは大山とかというところで考えられたらいいですけども、売ってくれるのは阿毘縁なもんで遠いというようなことで、教育的目的で買って、ただ、買い方として水源涵養林でないと補助金が出ないんで、こちらの方で処理さしてもらいますということで、買ったのは確かに教育委員会ではありませんけれども、安田前市長も、下西文雄前議長も教育者であったわけです。それで、何としてでも、境に山がないということで山を求めたのがこの原因であります。そのことが生かされてない。私は、やはりこういうことを今の時期だから、みんなが金がないけれども暇がありますので、何とか知恵を出して子供たちにそのバスを提供しないと、今は高齢者だけにしかバスをただで貸

せませんので、こういうことをしようと思うと10万仕事なんですよ。だから、みんな行かないわけです。だから、そういう意味で何としてでも教育委員会としてただでできることをして、何とか子供に体験させてやりたいということで私は言ったわけでありまして、どうかその辺を、前の市長のことを頭に入れて、やっぱりやってもらうということが今の市長に課せられたわしは義務じゃないかと思っております。一遍ぐらいはやっぱりやらんといかんですよ。

まあこれはこれとして、それから、市町村合併についてですが、私も市長と同じように、いろいろ考えて、最初は特例市だけは何としてでも貫かにゃいかなんという考えでありましたが、いろいろ研究すればするほど金がない。これに全身にもう震えがくるほどびっくりしておるんですよ。いろんな、例えば市の職員を全部1人にしてやったところで、40億しか金が出てこんですよ。そういうことを考えると、皆さんは市長に対してあれもやれ、これもやれと言いますわな。だけども市長の立場としてはないそでは振れないと言って、いつもおもしろくないような顔をして、それで返事せにゃいかな、答弁せにゃいかな。そういうことになりますよ、何にもできないですよ、本当言って。金があつてのやっぱり市でありますから、なくともみんなボランティアで、市長以下我々もただで全部やるという社会を構築すれば、それは可能でしょう。だけど現実問題において国も我々のところももう本当困っておる状況の中で、単独で生き残れりゃあ私もそれがいいと腹の中では思っておりますけども、実際に将来10年後、20年後を考えると、非常に懐が寂しいというか、気がするんですよ、このごろね。市長は特に私より財政通ですね。50年以上金のことにかかわってきてるわけですよ。おれは心のことについては市長よりもすぐれてると思うけども、だけど金に関してはおれは脱帽だからね。その市長がまあ決めればわしも納得するだけ、実際本気言って難しいと思いますよ。

そういうことで、今、市長に言えと言っても本当の腹の中は言わんでしょう、ね。だからそれはいいです。だけども非常に厳しい状況にあるということは、お互いの腹はわかってると思うんですよ。私の友達の日南町の町長も、あの人も収入役やっておりますので、金に非常に明るい。その人もどうにもならんと言っとるんですね。まあどこでもそうだろうと思いますが、市の最高責任者とか町の最高責任者となると、非常に苦しいところはあります。そういうようなことで、先ほど本当にいい答弁されました、ね。永田議員は、市民の声イコール絶対必要条件と言いましたが、それよりも我々は政治家でありますから、政治的に決断することがやっぱり求められてると思しますので、そういう方向で苦しい判断を先にしなきゃいけないと、決断をしなきゃいけないということを私は理解しております。その2つのことについてとりあえず聞かしてください。言えないことは言わんでいいです。

議長（下西淳史君）黒見市長。

市長（黒見哲夫君）重ねての御質問にお答えをいたします。

初めに阿毘縁の市民の山の山の家の問題でございますが、先ほど私の答弁をいたしまし

たのは、市民の中で広がりが出てくればという受け身の答弁をいたしました。そうでなくて、もっと前向きに取り組むべきであるという御意見につきましては、今後私も十分検討を深めてまいりたいと思います。

それから、合併の問題はね、昨日来いろいろお取り上げになっておられます。政治決断をすべきだという御意見、これは最後にはそうなるであります。しかしながら、私は市議会の中でも議論がまだ十分深まっておるといふふうには感じておりません。それはどういふことで私はそう言うかということ、合併については慎重、合併については反対、その論拠が示されないままにいろんな取り組みがなされておる。私も大きな責任持っておりますが、市議会にもこの事合併の問題に関してはまちの将来を占う大きな大きな問題であるだけに、市議会におかれましてはひとつもう一步踏み込んで私どもに御提言をいただき、そしてお互いに議論を深め合う、そういった機会を持たせていただきたいと思います。市議会の皆様の御見識ある、今後の特別委員会を初めとするこの合併問題についての議論に期待し、そして私どもも率直に申し上げたいと思っておりますが、そういった中で誤りなき将来方向を見定めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（下西淳史君）長谷議員、時間がありません。

休 憩

議長（下西淳史君）ここで休憩いたします。再開は2時といたします。

（13時45分）

再 開（14時00分）

議長（下西淳史君）再開いたします。

引き続き各個質問を行います。

定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君）最初に、1日の日に発生いたしました高潮被害について伺います。夜遅くになりましたが、私はまだ潮の引かない現場を見た後、状況把握のために市役所に伺いました。産業環境部長を初め職員の皆さんが警戒と復旧に奮闘のさなかで、翌日伺ったら徹夜だったそうであります。当たり前のこととはいえ、こうした皆さんの姿はもっと市民の皆さんに知られてよいと思い、私は西部地震のときの大変さを思いながら、日本共産党境港市委員会で発行している「明るい境港」にも紹介したのですが、本当に御苦労さまでした。

被害の全容と、今後の問題として必要な対策などをどう見ておられるのでしょうか。台風15号が直接の原因ですが、本庄工区の堤防ができてからなかなか水が引かなくなった、こういう指摘もあります。外江の西灘でも幸い家までは浸水しなかったが、大橋川が拡幅されたら一体どうなるのか不安も出されています。高潮と洪水が重なっていたら甚大な被害がと心配もあります。渡の畑も芋やネギは葉枯れしてしまっていました。被害を繰り返

さないための課題は何か、御検討の中身をお聞かせください。

第2は、人工透析患者の通院補助についてです。現在、重度障害者が通院のためにタクシー券補助制度があり、透析患者も申請をすれば支給されるのですが、とてもタクシーは使っておられない。無理してでも家族がマイカーで送り迎え。この場合、タクシー券ではせつかくの応援の気持ちが生きないわけです。私が様子を聞いた方は、妻が透析患者で夫が送り迎えしているのですが、労災病院まで週3回、1年じゅう欠かすことができない。その分で月6,000円を超すガソリン代だそうであります。家族でできるならよいではないかという意見があるかもしれないが、この人は1人でお店をやっていらっしゃる。とてもタクシーで行かせる余裕はない。その間、店を閉めてでもマイカーで送り迎えした方が安く済む、そうやって支えていらっしゃるんです。病院で話をしていたら、淀江や大山の人はガソリン代の補助があるというのに何で境港はないのか。せめてタクシー券分ぐらい補助してもらえればという切実な願いであります。今、食事代の有料化など、透析患者を取り巻く医療環境の厳しくなっている中のこの願いです。タクシー券を現金でと考えると、予算が大してふえるわけでもない。この願いにこたえていただきたいというふうに思います。

合併問題ですけれども、急遽原稿を差しかえさしていただきまして大変御迷惑をおかけし恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。

住民アンケートの結果が出ました。きのうの答弁で市長さんは、アンケートの結果は率直に受けとめられると語られる一方で、政治家としての判断は別だと。それはそれで私は結構なことだと思います。単独自立のまちづくりを訴えてきた私としては、引き続くこの論戦を楽しみにしておりますけれども、問題は協議会についてであります。きのう、市長が合併協議会について、協議会は合併の是非も含めて議論をするところだ。わざわざ逐条解説を紹介されて説明をなさいました。私はあれから改めて調べてみまして、法律の解釈としてはそれが正しい解釈だということをお納得いたしました。しかし、解釈としてはそうだけれども、皆さんも心配されてるように、現実の問題として途中で抜けたということが出来るかという問題が大きくあるわけです。合併の是非も含めて考えるんだったらいいではないか、こういうふうな市民のお気持ちで入ってみたら合併以外出口がなかったでは、結局は市民がどう言おうが敷いたレールに沿って走らされることになり、行政不信を一層募らせるばかりになる、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。合併協議会についても私は設置の必要はないと考えるんですけれども、その上なおかつ合併協議会というならば、絶対にそこを踏まえた決意が必要だというふうに思います。今回は、この合併問題ではそのことだけを申し上げて、御見解を伺いたいというふうに思います。

きょう、私はごみの問題を大きく取り上げたいと思っています。ごみ問題は地球環境やダイオキシンなど、生命維持につながる問題であると同時に、産廃場や違法投棄、莫大な処理費用の分担など、地域社会の火種になっています。何よりの問題は、ごみになるものをどう減らすかなのに、生産現場での企業責任は骨抜きで、リサイクル、リターナブル、

再利用は進まず、ダイオキシンの発生源でもあり処理費用のかかる塩ビ系の製品が生産され放しです。出てきたごみもともかく集めて燃やすという焼却中心。日本の家庭ごみの焼却率は78%と言われていますが、例えばドイツでは20%台だそうです。それをまだ政府は処理施設の大型化、広域化でどんどん燃やせという方針で、その莫大な処理費用が自治体と住民に押しつけられる。国のこうした方針を大もとから見直すことこそが今ごみ行政の最大のかぎだと考えますが、この点どうお考えか、まず御見解をお聞かせください。

私は、平成10年以降の市議会でのこのごみ問題をめぐる論戦に目を通してみました。多くの議員の皆さんがさまざまな角度から取り上げられ、きのうもあったわけですが、市長の答弁は通り一遍で残念です。こうした議論の経過を踏まえ、私は今回、幾つかの提案を含め、生ごみ処理と有料化の問題に絞って質問をいたします。

第1は、ごみ行政の中で生ごみ処理対策の位置づけであります。境港市の可燃ごみ処理量は、平成12年度で1万3,158トン、ごみ排出量の60数%を占めています。これまでに新聞、チラシ、段ボール、ペットボトルなどは資源化が取り組まれ、県内や全国平均よりも資源化率が高いという成果を上げています。職員の皆さんの努力の結果で、これはうれしいことですが、恐らく一番焼却コストのかかる生ごみはどうなんだ、一体可燃ごみの中で生ごみはどれくらい占めているのかいろいろと調べていただいたが、確たる数字が出ませんでした。紙、布類が43.6%とか、台所のごみ類が24.7%とかの分析がありますが、これは乾燥された状態のものですから、燃やすときの状態を示すものではありません。ごみ処理基本計画によれば、平成3年から12年までの平均で、可燃ごみの40.3%が水分となっていますが、これは水分ですから、これを含む生ごみの総量は大変な割合ではないでしょうか。可燃ごみ処理機の総額は4億8,500万円。こうした中で、水を燃やすに等しいこの生ごみの処理にかかる費用は一体幾らなのか、これをどうするか、これがごみ行政全体の中で大変重要な課題になっているはずですが、もっと言えば、お金の問題以上に生ごみを燃やすことから来るダイオキシンなど環境負荷の大問題。また、日本の畑は死んでいる、こういうふうイーデスハンソンが言ったことがありますけれども、化学肥料と農薬で荒廃した農地の再生、食の安全への不安から身近で安心な有機栽培への取り組み、こうした課題と結んで生ごみの堆肥化、再資源化へさまざまな市民的な努力や行政の努力も行われています。

ところが、この境港市では生ごみの問題がごみ処理基本計画に現状分析や問題点としては出てくるが、ではどうするか、この部分が一向に出てこない。例えばプラスチックなどはどうする、こうするという方針があるが、生ごみについては、これは見落としがあったら申しわけありませんが、1行も出てこない。可燃ごみにくられて独自の対策や方針がない、これは一体どういうことかと思うんです。これまでの答弁や、きのうの市長答弁などによれば、堆肥センターへの期待があるのでしょうか。事業系生ごみの堆肥センターでの処理、これはこれでいいと思います。でも、センターの方に御協力いただき計算をしてい

ただいたら、家庭系の生ごみが82.8%ですから、問題はこの圧倒的な家庭系の生ごみ、ここをどう資源化するか、搬出前に減量化していくかなんです。これをまだこの先どうなるかわからない。こういう言い方をしたら失礼かもしれませんが、大事な分野なんだから山陰エコシステムさん頑張ってほしいが、頑張ってほしいけれども言ったって事業です、いろいろ大変。そういう民間事業への期待だけで先送りをしていいのか。また、堆肥センター依存の方針がよいのか、いかがでしょうか。今日の時点で生ごみ処理対策の位置づけと基本的な考え方、どうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

可燃ごみ処理に約4億8,500万円、トン当たり年間3万7,000円の処理費ということになっています。これは人件費など固定費も含めた額で、ごみが減ることで当然変わっていく変動費、中間処理費用と最終処分費用、この生ごみの減量化が相当大きなコスト削減効果が期待できると考えるのですが、いかがでしょうか。本来ならば生ごみトン当たり幾らになるのかお聞きしたいところですが、基礎となる数字がありませんので、印象としてもどうかお聞かせをいただきたいと思います。

さて、どうするかであります。一つは、市議会でも水沢議員を初め多くの議員の方が取り上げてきた生ごみ処理機への補助の問題ですが、市は一貫して否定的な態度であります。堆肥センターへの期待、財政負担、機種安定性への不安と、補助してもどこまで使われるかという懸念のようであります。機種のことではいろいろ開発努力があるのですから検討すればよいのであって、だからやらないということにはならないのではないのでしょうか。例えば2万円補助で1,000世帯に補助しても2,000万円です。これも1世帯当たりの生ごみの排出量が重量ベースでつかめていませんからそれ以上の推計ができませんけれども、処理機導入補助は1回限りです。単年度の出費、それで何年にもわたって焼却費が軽減できれば大変うれしい新規事業ではないかと思うんです。この間の議会の論戦を見ても、大変大きな市民要望です。コンポストも含めて積極的に普及したいものだと考えます。また、団地での大型処理機、これもいろいろ開発をされています。維持管理体制など問題は少なくないと思いますが、この検討もあっていいと思います。

もう一つは、ボカシを使った生ごみの資源化の問題です。グループで努力している方々がふえています。畑や庭があれば家庭内で資源化し、減量化できる。私の家でもこれまでコンポストで、今ボカシ堆肥を始めていますが、ボカシが1袋500グラムで300円前後。しかし、毎日のことですから結構かかるわけです。でもつくるのはそう難しくないと聞いています。そこで、具体的な提案ですけれども、一つは、例えば作業所で作ってもらい、市が買い取り、必要な家庭に安く販売する。こうしたことなどをやれば、作業所にとって、あるいは家庭にとっても喜ばれ、生ごみ減量化にも役立つ、こう思います。また、畑も庭もない、自分の家では使えないが、生ごみの資源化に共鳴して、つくっては知り合いにあげているという方までいます。こういう市民は必ず私はふえてくると思います。こうしたものを欲しい人に仲介をしたりしたらもっと進むのではないのでしょうか。いろいろな形があり得るとは思います。例えば10キログラム程度入る袋をあらかじめ用意してあ

り、無料で提供できる方ならば、ごみステーションに小さなストックヤードでもあればそこに置いてもらえる。清掃センターに持ち込めば100円で引き取るとか。それを欲しい人が買いに行けるとかあってよいのではないのでしょうか。

そうやっても、しかし家庭内で、地域内で処理できない生ごみはやはり残るだろうと思います。ここをどれだけ少なくしていくかなんだけれども、そこは生ごみの分別や収集のシステムをつくり、堆肥センターに行くのかなとは思いますが、簡単ではないし、一遍にはできませんが、全国には成功も失敗例もさまざまな実践例があるわけですから、よく研究をして、まずは位置づけを明確にし、この点でも方針と計画、数値目標も立てて、ぜひ道を開きたいものと考えます。

こうしたことを考えるときに、問題は恐らく市民の持続的な努力、ここをどれだけ期待できるかということだろうと思います。この点で、行政の中には市民の皆さんへの根深い不信感が漂っている、こんなふうに感じるのですが、いかがでしょうか。よく市民のモラルを問う声がこういう話をしてると出てきます。気持ちは大変変わります。環境教育などの充実、長期的な視点でモラルの向上を図ることは大切だと思います。しかし、モラルを言っていて何が変わるかと思えます。幾らモラル向上や、そういう講演会やチラシをつかったりやっても、そんなところへモラルのない人は来ないわけだし、読まないのですから、わざわざそんな話を聞きに集まってこられる市民は、ごみへの関心もモラルもある人々だからです。そういう説教ではなくて最も実際的なのは、例えばうちもごみ処理機を入れてみようかな、こういうふうを考えているけれどもやはり高いなとあきらめかけている、そういう人がいるとすればそこを応援をする地域のシステムです。あるいはまた、ごみのことを気にし始めたけれどもどうしてよいかわからない、そういう市民へのコンタクトができて、啓発したり組織化していける地域のシステムです。市民の身近なところで相談や啓発に取り組む体制の確立ではないか。そうやっての一步一步だというふうに思います。

繰り返しますけれども、当然に一遍にはきれいにはいきません。しかし、そこからしか始まらないのではないかと思うんです。私はいつも言うことですが、市民を信頼し、一番後ろを見ながらも先進に依拠して取り組みを始めたいというふうに思います。実際にこの境港で全国に負けない資源ごみのリサイクルでの成果、すぐれた変化があるのですから、職員の皆さんの力、エネルギーは大したものだと思うんです。その分別収集を決意をされたときに、夜な夜な地域に出かけては細かく分別について説明、協力を組織してこられた。中には、税金を払ってんだ、市でやれ、こういう声まであったらうとも思う。しかし、この段階になればごみにするのも資源にするのも市民ですから、真正面に訴えられて、そして、市民もそれにこたえた。これは境港の事実なので、自信を持って臨むことが大事だと思うんです。しかも今、環境、食の安全、ライフスタイル、さまざまな入り口からごみの問題を主体的に考え、みずから行動する市民の運動が広がっています。今度は生ごみの減量化を真正面に訴えて市民のパワーを集め、自発性を引き出して突破しようではありませんか。市長としての御見解をお聞かせください。

ごみの有料化をめぐる議論があります。減量に役立つ、こういう議論。受益者負担論、負担の公平論、こういうのいろいろありますが、それぞれに対し私は意見がありますけれども、きょうはそこは省かせていただきます。

実は、この市民のパワーと自発性を一番そぐのが、私は広域化とごみの有料化だというふうに思うんです。集められて目の前からごみがなくなってしまうのですから、今や市内からさえなくなってしまうというのですから、市民からすれば気にしようがない、気にしなくても済む。そこへ有料化というふうになれば、関心どころか不信ばかりが広がるのは当然です。改めてびっくりしたんですが、広域行政管理組合でどんな議論がなされているのか、私は気になって担当部局へ西部広域の議事録があるかと聞いたら、ない。境港市役所のどこにもない。この境港市は広域の母体、基礎自治体です。もっと調べたら、境港市役所にないどころじゃなくて、広域、米子の事務局には原本があるけれども、印刷もされていなければ配付もされていない。読みたければおいでくださいでした。50億円かけての建設が始まる例えば灰溶融炉がいいのか悪いのか、それでよいのか。いけないと言ったたら、じゃあ自分が出すごみをどうするんか、こういう市民が関心の持ちようが、これではないではないでしょうか。それで済んじゃってしまう、これが私は広域の姿だというふうに思うんです。それで金出せで、どうして市民パワーを結集できるかと思います。有料化以前に考えなければならぬ問題で、また、有料化に賛成か反対かと言う前に、必要なのは、いろいろ申し上げたごみをどう減らすか、減らせるかという市民への投げかけです。市も思い切ってこれこれをやりますよ、市民の皆さんはここまでやってくれませんか、こういう市民への提起こそやるべきことではないかと思います。有料化をめぐるって今回はこのことだけ申し上げ、こうした考え方についての御意見と、この機会に広域行政管理組合の議事録の作成と、母体である市町村への配付も実現されるよう求めて、最初の質問を終わります。

議長（下西淳史君）市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君）定岡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、高潮被害についてでございますが、去る9月1日の未明から2日にかけて発生した高潮は、中野船だまり周辺、外江町及び渡町の海岸などで浸水があり、飲食店1棟と農地約1ヘクタールなどが被害を受けました。当日は、水防計画の第2配備である警戒態勢をとり、市役所の関係各課と境港消防署、消防団、境港管理組合、土木業者などが連携をとり合い、被害を最小限に抑える努力を続けたところであります。幸い2日の未明から潮位が下がり始め、昼過ぎには態勢を解除することができましたが、今回の災害で護岸の問題箇所や高潮情報の連絡体制の不備など、不十分な点も明らかとなってまいりました。早い時期に国、県も含めた関係機関が今回の問題点と今後の対策を話し合う会議を開催して、今回の教訓を今後に生かす取り組みをいたしたいと考えております。

次に、人工透析患者への支援の問題でございますが、お尋ねの人工透析患者通院費補助

のようなケースにつきましては今後の検討課題と認識するものですが、当市では、御案内のとおり、身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aをお持ちの重度の障害者のためのタクシー料金助成を行っております。障害者の通院費の助成につきましては、現行の制度により一定の効果を上げているものと思っております。現在、人工透析通院患者数48名のうち、タクシー券交付者23名となっております。今後もこの制度を十分御活用いただきますようお願いを申し上げます。

次に、合併の問題でございますが、合併協議会のことを特にお取り上げになりました。合併協議会につきましてはみなとクラブの関連質問でお答えしたとおりであります。具体的な情報を住民に提供するには、法定、任意にかかわらず合併に関する問題について議論をする場が必要であると考えております。定岡議員は、合併協議会というのは絶対に合併するとの決意のもとに参加すべきであるという御意見を述べられましたが、そこまで退路を断って参加しなくても、やはり参加する以上はもちろん合併を目指して取り組むわけでございますので、その結果についてというところまで踏み込んでやらなくても、議論の結果でその都度判断をすればよいと私は考えております。

最後にごみの問題、ごみ行政の前進について本当に多くの御意見をいただきました。焼却中心の国のごみ行政を大もとから見直すことがごみ問題の解決を図るそのかぎになるのではないかと御意見につきましては、私も基本的にはそうあるべきだと思っております。当面一番大きな問題になっておりますのはダイオキシンの問題など、平成8年ごろに実態が明らかになりましたが、今これが大きな社会問題となっております。このためダイオキシン規制が大幅に強化され、日本じゅうで対策が進められるとともに、平成12年に循環型社会形成推進基本法という法律が制定されました。これに伴い廃棄物に対する基本方針も、まず第1に廃棄物の発生そのものを抑制し、次に使えるものはできるだけ再使用して、不要となるものもリサイクルを最優先して行い、どうしても処分しなければならないものを適正に焼却や埋め立て処分することにより、環境への負荷をできるだけ少なくするという方向に今変わってきております。本市でも古紙類やペットボトル、白色トレイなどの分別の徹底を市民に呼びかけて、焼却するごみをできるだけ減らす努力を続けておりますが、野外焼却が禁止されたことに伴い、枝や木、草などの持ち込みが増加しておる状況で、焼却ごみ全体の削減にはつながっていないというのが現状であります。

次に、生ごみ処理対策の位置づけと基本的な考え方についてお尋ねになりましたが、可燃ごみの中でも大きな割合を占める生ごみの焼却をいかに減らしていくかは非常に大切な問題であります。新都市土地区画整理事業で、養豚業者の移転に関連して計画を進めておりました堆肥センターとの関係もありまして、ごみ処理基本計画の中では生ごみ減量化の取り組みの方法を明らかにすることができませんでした。みなとクラブの代表質問でもお答えいたしましたように、このたび民間の堆肥センターが設置される見込みとなりましたので、市といたしましてもこれに協力し、できるだけ早く事業系の生ごみが堆肥化されるように進めていきたいと考えております。あわせて家庭の生ごみも段階的に堆肥センタ

一へ持ち込めるように分別収集を検討してまいります。

次に、生ごみの減量化と処理費用の軽減効果はどの程度かというお尋ねであります。平成12年度の可燃ごみ処理費のうち、ごみの量によって変動する焼却費、いわゆる固定費を除いた経費でございますが、約1億5,500万円で、1トン当たりでは約1万1,800円を要していますので、これが生ごみ1トンを減量化できた場合のコスト削減効果と見ることができます。加えて焼却灰の埋立量が減ることによる最終処分場の延命効果、さらには循環型社会の構築につながるという効果も大切なものであります。

次に、生ごみ減量化への幾つかの提案をいただきました。まず、生ごみ処理機への補助につきましては、水沢議員にお答えいたしましたように、処理の安定性や臭気の問題に加え、財政的な問題が避けて通れないものと考えております。仮に2万円を1,000世帯補助して2,000万円という金額は、純粋な一般財源で取り組むことを考えますと大きな負担となります。また、段階的にでも家庭ごみも分別収集するとなると、収集コストと堆肥化の処理コストが別発生してくるわけですので、両方の施策に取り組むことは難しいと言わざるを得ません。

次に、生ごみ減量化に使うボカシを作業所でつくってもらい、安く販売するという御提案につきましては、福祉の観点も考慮して、その方法を検討してみたいと思います。

3つ目の、家庭でできた堆肥原料の受け皿を市がつくるという提案につきましては、生ごみの分別収集そのものと重なる部分が多くなりますので、現時点では困難と考えます。

次に、問いの5、6、7、あわせてお答えいたしますが、この問題はごみの減量化と、減量化は計画と目標を持って地域のシステムを構築し、市民の自発性を引き出すべきでないかという御意見であります。可燃ごみの減量化の目標といたしましては、今年3月に策定いたしました環境基本計画の中で、平成17年度までに7.5%削減することを掲げております。これを実現するためには堆肥化の促進や古紙類の分別をさらに徹底することはもちろんですが、ごみとなるものをできるだけ出さないという生活スタイルを広め、市民全体のリサイクルシステムづくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に、ごみの有料化と広域化は市民のパワーをそぐことにはならないかという御質問であります。ごみの有料化につきましては6月議会の植田議員の質問に対する答弁や、合併説明会の資料などで考え方を述べさせていただきましたが、ふえ続ける事業系のごみの減量化と、市民の間での負担の公平化の観点から、避けて通れない課題であると考えております。有料化の実施につきましては、市民や事業者の理解と協力が得られるよう、説明責任を果たしてまいり所存であります。

一方、ごみ処理の広域化につきましては、ダイオキシン対策や適正な最終処分を確実に進めるためには、どうしても1市町村での取り組みでは困難な問題であるために、推進していかなければならないと考えております。

ただし、御指摘のように、西部広域行政管理組合の議事録の件につきましては、私もこれまで構成市町村で配付されてしかるべきという考え方から、事務局にもこのことを申し

入れをし、そのように対応したいという回答もいただいております。以上で
ございます。

議長（下西淳史君）追及質問がありましたらどうぞ。

5番。

5番（定岡敏行君）何分ありますでしょうか。

議長（下西淳史君）8分。

5番（定岡敏行君）最初に、高潮対策の問題ですけれども、1つの点だけ改めて指摘をしたいというふうに思います。既に方向としては出てることですが、状況としてお伝えをしていきたいというふうに思うんですね。例えば渡地区の畑のことでいえば、あその苗代田川に国土交通省がことしの3月に改修した立派な樋門があります。そこからは当然高潮の流入は防げたわけけれども、その樋門のすぐ際まで海水が畑を襲っていたわけですね。その樋門から北側に、これは担当部局の方とお話し、説明もいたしましたけれども、北側に排水口があって、渡の港につながって、ところがそこに樋門どころか落としふた1枚ない。こっから逆流をして樋門のすぐ近くまで海水が押し寄せている。こんな状況があるわけで、一体何のための樋門改修かというふうに思うわけですね。地域の地元の人に聞いたら、洋館が建つのかと思ったというほど、あきれているほど立派なもので、幾らかかったのかと調べていただいたら、1,000万円かかっているんだそうであります。樋門1つで1,000万円で、10個つければ1億にもなるわけですが、そんなお金があるんだしたら、どうして排水口の出口をちょっと直すというね、どこが管理すべきか定かでないようなところがあるそうですが、そういう樋門を改修しようというならば、なぜ国土交通省も管轄が違うなら違うで連絡をとって対処し合うというようなことができないのかというところがさっぱりわかりません。本当にこの近隣のうちや、そこに生きる人々の暮らしに真剣だったら絶対できないやり方だというふうに思うんですね。ここら辺のことを今後どうするのか。具体的には渡の出口のところ、護岸箇所の問題点が今回見えたとおっしゃったわけですから、そんなところをどういうふうに具体的に処理をしていくのか、また、ほかにはそういうところはないのか、こういう点ぜひ見直しをして対処をしていただきたい。畑をつくっている方は、もう毎年のことだとおっしゃるわけでありまして、どうなさるかぜひ御検討いただきたい。

それから、人工透析患者のことについて言えば、タクシー券があるんだからそれで何とかというふうに結局おっしゃるわけですが、タクシー券ではそれが生きないからね、そういう気持ちが、何とかならないのかというふうに申し上げてるわけでありまして、しかも今、人工透析は四、五時間かかって、今まではお昼の食事も保険の範囲だったんですが、この4月からはこれも改悪されて、今この人は1食500円の実費負担、こういうふうになってるんですね。この4月以降、月6,000円からの負担増なんですよ。時間がなくてそこまでの議論は展開できませんでしたが、せめてそういう中での訴えだとお聞きいただいて、具体的な引き続く御検討をお願いをしたいというふうに思います。

ごみ行政に関してなんですけれども、そういうごみ行政の全体の中でこの生ごみ処理が持つことの大きさというのはお認めになったというふうに思うんですね。その処理費用も大きなものだ。トン当たり1万1,800円というのはちょっと違うんじゃないか、もっと大きいんじゃないかという私は気がするんですけど、今それはちょっと置いときましても、いずれにしても大きな問題だと。しかし、ではどうするかということになると、やっぱりなかなか処理方針ができませんでしたとおっしゃったとおり、なかなかない。

まず、最初お聞きしたいのは、いろいろ申し上げましたこの生ごみ処理への取り組み、そこを具体的にどうしていくのかということについての方向、私の幾つかの提案も含めて、そういうことについて理念や方向性としては理解をするだけけれども手が及ばないという問題なのか、それとも、いや、そうした考え方自体に異論があるのか。そこのところをまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

それに続けて、可燃ごみの中に占める生ごみの量なんですけれども、ある地域の方で、私勉強さしていただきましたら、自分たちで調べて、その数字を聞きまして、これはわずかなサンプリングですからここではこうだったというだけの資料ですよと謙遜的ではありましたが、その数字を見ると、家庭から出る58%が生ごみだったんです。私は、ぜひ市としても一度生ごみの実態調査を行ったらいかがでしょうか。一定区域、一定期間を定めて、サンプリングで結構だと思うんですね。それをぜひお願いをしたいというふうに思います。

もう一つは、具体的にはただ1つ出たのは堆肥センターでの段階的な家庭生ごみの処理、分別収集へと、こういうふうにおっしゃいました。私も、いろいろ手を打ってもいずれはそこも必要なんだろうと、こうは思います。しかし、なぜそこが先なのか、なぜそこが先なのかということがよくわかりません。なぜ今既に減量化や再資源化へ自主的に努力している人たちがいらっしゃるわけですよ。わずかな件数でおっしゃるけれども、自分たちでごみまで調べて、そうやって減量化へ努力していらっしゃる、そういう取り組みはすごいというふうに思うんですよ。この努力をしている人たちになぜもっと具体的な支援ができないのか。それが例えば処理機やボカシ、いろんなことの応援なんだけれども、そういう努力、まずある努力を支援をしてこそ、そういう取り組みを広げてこそ分別収集への全市民的な協力の素地もできるんだと、醸成もできるんじゃないかというふうに思うんですよ。そこをやらないで、なぜいきなり生ごみ分別なんかと。これは大変なことですよ。必要なことだと私思ってるから提起もしているわけだけでも、境はそれやった力があるんだからそこはやるうやというふうに言ってるわけですけども、なぜそこばかりが先なんかということがよくわかりません。そこんところをぜひお聞かせをいただきたいと思います。

ボカシの問題で作業所の問題言いましたんで、前向きにというお答えでありましたから御報告いたしておきますけれども、作業所の方にお話をし、御意見を伺いましたら、今狭いんで今すぐと言われても場所がありませんが、大変うれしい話ですというふうにおっし

やっていただきましたので、ぜひここは御検討をと思います。

最後ですが、合併問題ですけれども、私は、ちょっと市長さん、誤解をして受け取ってもらったら困るんですが、協議会に入ったからには絶対合併せよという意味で言ってるのではなくて、そういう意味ではなくて、合併の是非も含めてというふうに言ったわけだから、一たん入ったらあとは出られんのだよというようなことは絶対あってはいけないんですよと、そこはやっぱりちゃんと守らなければいけませんよというふうに言ったつもりでありまして、そこは誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

6月議会で私は、溝口町の検診活動と総医療費との関係を実例としてお示しをしながら、福祉充実のまちづくりによる財政再建への一つの方向性、こういうものとして提起をさせていただきました。今回、私がこの生ごみ問題を本格的な位置づけをしてこういうふうにお問い合わせしましたのも、一つは財政再建への大事な努力の一つではないかというふうに考えるからです。このままでやっていけないと市長がおっしゃったこの財政困難。市町村合併の一番の動機になっている。この市財政のこれからを簡単にサービスは削る、負担はふやすなどということではなくて、例えばこういうふうに提起してきたような視点で行財政改革の再検討、立ち至った見直しをしていけば、ほかにもまだいろいろな課題があるだろうと思うんです。私も幾つかのことを今想起をしています。そこを明らかにして、こうやって育ちつつある地域でともに頑張ろうという人たち、一緒になって苦闘していけば、やっぱり立て直していくことができるというふうに思うんです。ぜひこうした自立の可能性をこの際に改めて市長どういうふうにお考えかお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

議長（下西淳史君）定岡議員、高潮と人工透析は検討ということですから、要望ということとで受け取っていいですね。

そうしますと、生ごみ、答弁を求めます。

産業環境部長、松本君。

産業環境部長（松本健治君）生ごみの問題につきまして、市長にかわりましてお答えをいたします。

生ごみ対策につきましての基本的な理念と申しますが、そういったものにつきましては、定岡議員のお考えに異論があるものではございません。全体に占める生ごみの量につきましては、占める割合等につきましては、今後市としても調査をいたしたいというふうに考えております。

それと、生ごみ処理機に対する助成制度でございます。実はこの生ごみ処理機につきましては、平成13年度、職員3名が実際に生ごみ処理機を購入いたしまして、実際自分の家庭で使っておるわけでございます。機種によりましていろいろあるかと存じますが、現在、職員が使っとる中での状況というものを聞きますと、まず臭気の問題というものや、あるいはその処理機にどんどんどんどん入れればいいのかというようなものでもなくて、適正な管理もやっぱり必要であるということで、この問題につきましては機種がいろいろ、よ

りいいものが出てくるようになるかとは思いますが、現段階ではそういった機種のばらつき、あるいはそういったこともございますので、一律に1台当たり幾らという補助の制度というものは現時点では考えておりません。以上でございます。

議長(下西淳史君)本日の各個質問は以上といたします。

延 会(14時43分)

議長(下西淳史君)次の本会議は17日午前10時に開き、引き続き各個質問を行います。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでございました。

